

指定通所介護・第一号通所介護事業重要事項説明書

〔令和7年4月現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 介護センターみぶな
代表者役職・氏名	代表取締役 及川 當江
本社所在地・電話番号	埼玉県児玉郡上里町大字三町835-1 0495-35-3315
法人設立年月日	平成18年6月2日

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名 称	デイサービスセンターみぶな
事業所番号	通所介護・第一号通所介護事業所 (指定事業所番号 1174201499)
所在地	〒369-0314 埼玉県児玉郡上里町大字三町835-1
電話番号	0495-71-5616
FAX番号	0495-71-9316
通常の事業の実施地域	上里町

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日まで (1月1日 除く)
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	1単位目 午前9時から午後4時15分まで
延長サービス可能時間帯	対応不可

（3）事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	従業者と業務の管理を行います。 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1人
生活相談員	生活相談、入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助を行います。	常 勤 2人
看護職員	利用者の健康状態の確認を行います。 利用者の病状が急変した場合に利用者の主治の医師の指示を受けて、必要な看護を行います。	非常勤 2人
介護職員	必要な日常生活の世話及び介護を行います。	常 勤 1人 非常勤 4人
個別機能 訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います	非常勤 2人

3 サービス内容

食事提供	利用者の状態に応じた昼食を提供します
入浴介助 (一般浴・機械浴)	広い浴槽で、ゆっくり、ゆったり入浴できます 車椅子に乗ったまま入浴できる浴槽もあります
機能訓練	日常生活、レクレーションを通じた訓練
送迎	車椅子リフト付きワゴン車等で送迎します 通常の事業実施区域を超えた地点から1kmあたり 100円になります。
若年性認知症利用者受入	利用できます。
個別機能訓練	個別訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施出来ます

4 利用料、その他の費用の額

(1) 通所介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。

介護保険の給付の範囲を超えた利用料につきましては請求せず、サービスさせていただきます。

要支援1.2. 事業対象者につきましては別紙1を参照

【 通所介護費（通常規模型） 】

1回当たりの 所要時間	介護度	(単位数) 1単位 10円	基本利用料 (10割)	利用者負担額		
				1割	2割	3割
3時間以上	要介護 1	370	3,700円	370円	740円	1,110円
	要介護 2	423	4,230円	423円	846円	1,269円
	要介護 3	479	4,790円	479円	958円	1,437円
4時間未満	要介護 4	533	5,330円	533円	1,066円	1,599円
	要介護 5	588	5,880円	588円	1,176円	1,764円

4 時間以上 5 時間未満	要介護 1	388	3,880 円	388 円	776 円	1,164 円
	要介護 2	444	4,440 円	444 円	888 円	1,332 円
	要介護 3	502	5,020 円	502 円	1,004 円	1,506 円
	要介護 4	560	5,600 円	560 円	1,120 円	1,680 円
	要介護 5	617	6,170 円	617 円	1,234 円	1,851 円
5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	570	5,700 円	570 円	1,140 円	1,710 円
	要介護 2	673	6,730 円	673 円	1,346 円	2,019 円
	要介護 3	777	7,770 円	777 円	1,554 円	2,331 円
	要介護 4	880	8,800 円	880 円	1,760 円	2,640 円
	要介護 5	984	9,840 円	984 円	1,968 円	2,952 円
6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	584	5,840 円	584 円	1,168 円	1,752 円
	要介護 2	689	6,890 円	689 円	1,378 円	2,067 円
	要介護 3	796	7,960 円	796 円	1,592 円	2,388 円
	要介護 4	901	9,010 円	901 円	1,802 円	2,703 円
	要介護 5	1,008	10,080 円	1,008 円	2,016 円	3,024 円
7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	658	6,580 円	658 円	1,316 円	1,974 円
	要介護 2	777	7,770 円	777 円	1,554 円	2,331 円
	要介護 3	900	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
	要介護 4	1,023	10,230 円	1,023 円	2,046 円	3,069 円
	要介護 5	1,148	11,480 円	1,148 円	2,296 円	3,444 円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます

① サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
入浴介助加算 Ⅰ	利用者の入浴介助を行った場合	1 日につき 400 円	40 円	80 円	120 円
介護職員処遇 改善加算Ⅱ	デイサービスの利用		月額総単位数×9.0%		

ウ 減算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が減算されます

① サービスの実施による減算

減算の種類	要件	利用者負担額
通所介護同一建物減算	事業所と同一建物に居住するもの又は同一建物からサービスを利用する場合	1日につき-94円

(3) その他の費用

送 迎 費	通常の事業所の実施地域にお住まいの方は無料です。 それ以外の地域にお住まいの方は、送迎に要する費用の実費をご負担していただきます。 通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり100円となります。 〔実地区域 上里町〕
食 費	1 日につき 570円（おやつ代含む）
お む つ 代	1枚に付き100円～ 種類により価格は異なります。
レクリエーション費	工作材料費など必要に応じご負担して頂きます。
日 常 生 活 費	利用者の希望により提供する日常生活上必要な費用として、 <u>実費</u> をご負担していただきます。

(4) キャンセル料（第一号通所介護事業を除く）

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の前日17時までの連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡があった場合	当該基本料金の40%の額
連絡がなかった場合	当該基本料金の80%の額

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月15日までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ① 指定日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・現金払い
 - ・口座振替
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

損害保険	ジャパン日本興亜（株）
保険名	賠償責任保険

9 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火責任者）をおき、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火責任者： 管理者 柳澤恵子

- (2) 非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、連携体制を整備し、定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救助その他必要な訓練を行います。

10 サービス提供に関する相談、苦情

- (1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 浅利 礼子
電話番号	0495-71-5616
受付時間	午前8時30分から午後17時30分まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで (12月29日～1月3日 8月13日 14日を除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

上里町 介護いきいき課	0495-35-1243
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

10 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (2) 主治の医師から指示事項がある場合は申し出てください。
- (3) 持ち込みの制限 危険物や生き物は持ち込みできません。
- (4) 器 物 破 損
施設設備等を汚したり壊したりした場合、自己負担で原状修復をお願いします。
- (5) 禁 止 事 項
 - ・ 他人への宗教活動、政治活動、営利活動を禁止いたします。
 - ・ 館内は禁煙・禁酒となっております。
 - ・ デイフロア内での携帯電話の使用を禁止いたします。
(ペースメーカー使用者の安全のため)
やむを得ない場合はデイフロア外で使用ください。
 - ・ その他、他者への迷惑行為を禁止とさせていただきます。

11 第三者評価の実地状況 (有 ・ 無)

実地年月日 _____
評価機関 _____
評価結果 _____

事業対象者・要支援1.2

【 通所介護費 】

利用者の要介護度	基本利用料 (10割)	利用者負担額		
		1割	2割	3割
事業対象者	4,360円 (1回につき)	436円	872円	1,308円
要支援1	17,980円 (1月につき) 1月の利用回数が4回を超えた場合	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者	4,470円 (1回につき)	447円	894円	1,341円
要支援2	36,210円 (1月につき) 1月の利用回数が5回から8回を超えた場合	3,621円	7,242円	10,863円

【 加算 】

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます

加算の種類	要件	利用者負担額
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	デイサービスの利用	所定単位×9.0%